

◎新潟県告示第83号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
エム・ケイ薬局 とおかまち店	十日町市春日 3丁目189番地	住所 変更	十日町市春日 189番地	十日町市春日3 丁目189番地	平成29年11月20日
なの花薬局新発田 店	新発田市本町 1丁目14-5	名称 変更	新発田薬局	なの花薬局新発田 店	平成29年12月4日